

令和6年第4回五霞町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	猿 橋 正 男 君	2 番	小野寺 宗一郎 君
3 番	黛 丈 夫 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	山 田 浩 君

連絡員として出席した者

町民税務課 主幹	笈沼里美君	健康福祉課 主幹	田口美恵子君
健康福祉課 主幹	五十嵐俊夫君	生活安全課 主幹	駒一弘君
生活安全課 主幹	大関智己君	生活安全課 危機管理監	山下新一君
都市建設課 主幹	堀山康行君	都市建設課 主幹	菊地薫君
都市建設課 主幹	大島弘之君		

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主査	田中孝平君
----------------	-------

事務局職員出席者

書記	青柳勝	書記	高島悠仁
書記		書記	伊藤弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（樋下周一郎君） おはようございます。
定刻になりましたのでこれから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（樋下周一郎君） ただいまの出席議員は全員出席の10名であります。会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御報告いたします。また、傍聴席が映像範囲に入ることでもありますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切替えをお願いいたします。
-

◎一般質問

- 議長（樋下周一郎君） 続きまして、日程第2、一般質問となります。
ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。順序に従い発言を許可します。
なお、質問時間は、申し合わせにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。
-

◇ 新 井 庫 君

- 議長（樋下周一郎君） 最初の質問者である新井議員は発言席へ移動願います。
〔6番 新井 庫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） ただいまより、6番 新井 庫君の発言を許可します。
登壇し、質問趣旨を述べ、その後発言席へ戻り答弁をお聞きください。

6番、新井 庫君。

〔6番 新井 庫君 登壇〕

○6番（新井 庫君） 改めまして、おはようございますございます。

6番議員の新井です。

傍聴人の皆様には、早朝よりお越しいただき、ありがとうございます。最後までお聞きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

11月頃からインフルエンザや新型コロナウイルス、またマイコプラズマ肺炎など、いわゆるトリプルデミックが流行しています。お体には十分注意していただきたいと思います。

また、今年は、正月元旦に能登半島地方では大きな地震、そして、同じところで秋には大雨があり、多くの方が亡くなったり、被災いたしました。お悔やみ、お見舞い申し上げたいと思います。五霞町においても、これらがいつ起こるか分かりません。注意しなくてはならないと思います。

本題に入る前に、知久町長におかれましては、町長に就任され1年と半年がたちました。これまでの町行政運営に対し、感謝申し上げます。

さて、私は、防犯、防災、また、通学路の安全対策及び幹線道路整備計画について、3項目6点について質問したいと思います。

1項目めは、町の防犯について御質問いたします。

最近では、全国で特に高齢者宅を狙った強盗事件や空き巣、振り込め詐欺、屋根の修繕を語り多額の請求をしたりと、多くの犯罪が多発していると思います。我が五霞町についても過言ではないかと思います。

そこで、1点目は、町において過去3年間の犯罪件数をお教えいただきたいと思います。

2点目は、強盗事件に絞り、町として、警察として、どのように抑止したらよいか。町民の意識を高めるためにはどうしたらよいか、お伺いします。その中で、町内の防犯カメラの台数。毎年予算を計上していますが、この1年間に設置している台数はいくつですか。また、町にある2か所の駐在所の署員がパトロールをしています、担当の家々全戸を巡回しているのか。また、高齢者宅だけなのか。状況はどのようなのか、お伺いいたします。

2項目めは、町の防災についてです。

町は、かつて昔は利根川、江戸川が度々氾濫し、大きな災害があり、河川幅の拡張やかさ上げ等を行ってきました。さらに、平成に入り、首都圏を守るとのことで、首都圏氾濫地域強化堤防事業により安全になったかと思います。しかし、五霞町におい

ても、最近の異常気象により線状降水帯が発生し、大雨による内水が起こるかもしれません。利根川、江戸川の堤防が決壊や越水することもあるかもしれません。五霞町の過去において、地震が大正12年9月1日、関東大震災により堤防が潰れたり、これは5か所ほどあったということです。それと、住宅の全半壊、これが10戸あったと記録があります。また、新しいところで、東北沖地震が平成23年3月11日にあり、五霞町でも震度5強の揺れがありました。その時には、道路の通行止めや液状化現象、屋根の損壊があり、多くの被害がありました。また、令和元年、2019年台風19号により利根川の堤防が新幹線のところで越水するおそれがあるとのことで、避難勧告が出され、多くの方が防災ステーション等へ避難しました。

そのようなことがありまして、1点目は、町で考えられる災害はどのようなものがありますか。

2点目は、去る11月24日の日曜日の五霞町防災の日の災害対処訓練、これは地震想定訓練でございますが、その結果について、訓練の内容、参加人数はどうでしたか。また、住民が、このことについて、町としての認識はどのように捉えておりますか。町として改善策はどのように考えているか、お伺いいたします。

3項目めは、通学路の安全対策及び町道の計画路線、元栗橋地内の町道7号線についてです。

その1点目として、通学路の安全対策はどのようにしているか伺います。

今年度、五霞小学校が1校になり、徒歩で通う児童が多くなりました。そこで、町として、通学路の草が伸びて通学路を狭めているところも見受けられました。その草刈りや道路に水たまりなども見受けられます。通勤者と重なり、水たまりができていた時には、通勤者の車が水をはね、洋服に水がかかってしまった児童もいたと聞いています。補修等はどのようにしているのか。また、児童・生徒の防犯対策としてカメラの設置はありましたか。今後、増設は考えていますか。

2点目は、計画路線の町道7号線、元栗橋内の整備計画についてです。

この路線につきましては、都市計画決定から約50年以上を経過しています。これまで、町としていろいろ進めてきたことは理解できますが、いまだに目に見えた進捗がありません。この道路については、今までも同僚議員や私も去年の第3回定例会で一般質問をしております。以前の執行部の答弁では、インターチェンジ周辺開発に係る町道5号線を完成したら令和4年度から始められるとあり、昨年9月、第3回定例会の一般質問をしたところ、その時の答弁では、町の財政状況を踏まえ、役場庁舎建設、上下水道の広域化など、ほかの事業との順位も考慮しながら進めていくとありました。その後はどのようになっていますか。進展はありましたか。今後、進展しますか、お答え願いたいと思います。

以上、3項目6点について質問いたしました。

答弁は、発言席に戻りお聞きしますが、内容によっては再質問いたしますので、よろしく願いいたします。

〔6番 新井 庫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） 1項目め、1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 1項目め、防犯について。1点目「過去3年間の犯罪件数」について御答弁申し上げます。

警察庁の犯罪統計によると、平成14年以降、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にありましたが、コロナ禍明けの令和4年以降は増加傾向に転じている状況にあります。

当町においても例外ではなく、茨城県警察本部が発表しております茨城県市町村別犯罪認知件数によりますと、当町の過去3年間における犯罪認知件数は、令和3年度が46件、令和4年度が60件、令和5年度が73件となっております。

なお、茨城県警察本部が公表しているデータを確認すると、空き巣などの侵入窃盗や自動車盗が発生しているようです。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中では、平成14年度以降、減少傾向にあるということでございます。その後、コロナ禍明けの令和4年度から増加傾向に転じていると言っておりました。

町におきましても、令和3年度46件、令和4年度60件、それと、令和5年度には73件となっていると答弁がありました。どのような訳か分かるでしょうか。私は、おそらく、コロナ禍等で経済が関係しているのかなと思っております。何か思いつくようなことがあれば、答弁願いたいのですが、そのようなことだと私は思います。

次、2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

はい、生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 続いて、2点目の「強盗事件の抑止方法」について御答弁申し上げます。

町では、五霞町安心で安全なまちづくり条例に基づき、安全な地域づくりのための環境整備として、防犯灯並びに防犯カメラの設置を行っております。

まず、防犯灯については、通学路や犯罪発生の危険性が高いと思われる箇所を中心に整備してまいりましたが、平成 29 年度には、国庫補助事業の採択を受け、防犯灯 L E D 化計画を策定し、翌年の平成 30 年度には、町内の防犯灯を照明効果の得られやすい L E D 照明に変更する工事を行い、現在 792 基を設置しております。

また、防犯カメラについても、平成 28 年度より五霞町防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱に基づき、通学路や交通量の多い主要道路及びその交差点付近に設置を行い、現在 26 基を設置しております。

このように、町の防犯体制の向上を目的に、防犯灯については年 3 ～ 5 基、防犯カメラについては年 1 基を設置できるよう予算計上しており、今後も必要箇所への設置を行い、防犯・犯罪の防止につなげていきたいと考えております。

続きまして、駐在所のパトロールの状況を含めた警察の対応についてでございますが、当町には小福田駐在所と元栗橋駐在所の 2 か所の駐在所があり、日夜パトロール活動や事件・事故の対応を行っていると同っております。

また、茨城県警察が公表している施策について確認したところ、令和 5 年 6 月から犯罪被害者や交通事故の当事者となりやすい 65 歳以上の高齢者が居住する御家庭を中心に巡回連絡を行い、高齢者のディフェンス力の向上を図る高齢者総合安全対策を推進しており、令和 6 年 6 月からは全世帯に拡大しております。巡回時の主な内容は、偽電話詐欺や S N S 型投資詐欺、自動車盗、自転車盗の被害防止対策など、被害に遭わないためのアドバイスを行っていると同っております。

2 点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6 番（新井 庫君） ありがとうございます。

町の安心で安全なまちづくり条例に基づきまして、環境整備を年々、設置箇所を増やしてやってきたと答弁がありました。誠にありがとうございます。

この間ですね、たまたまテレビを見ていましたら、防犯アイテムを紹介する番組がありました。防犯に対し、特に犯人が嫌がるものを取り付けることが一番重要ではないかと言っておりました。

それは、5 つあるということでございます。

1 つ目が音。家に音量アラーム、ハンマーなどでよくたたきますけども、大きな音が出るもの。それを取り付けることによって抑止になると言っておりました。値段は約 5,000 円だとかということでございます。

それと、2 つ目が時間。警察に電話して、駆けつけるのが一般的には 7 分～ 8 分と言っておりましたけども、五霞町の場合は、それ以上もったかかるのかなと思いますけども、犯人に家の中に入る時間にかかるものを取り付ける。サッシに補助錠という

ことで、ロック式のものを上と下に付けると。そういうこともある。さらには、防犯フィルムを貼るということもあるということでございます。

それと、3つ目が光。昼間でも近づくと点灯するLEDセンサーライトがよろしいと。

それと、4つ目が人の目ということで、防犯ステッカーを、外国人の犯罪もありますから、5か国語が書いてあるものがないんじゃないかということで言われておりました。それは、犯人に対策がとられているなどと思わせることが大事なことだということでございます。

それと、最後の5つ目が防犯カメラ。意外と安い6,000円ぐらいのがあるよということで、犯人が現れたら、360度追尾して撮影をすると。それと、スマホと一体化して、家にいなくてもスマホで確認ができる。そして、もし、例えば泥棒だとすれば、犯人に「泥棒」と声をかけると。防犯カメラから声が出ると。そういうものもあるということも言っておりました。

このようなものがありまして、抑止にもつながると紹介していたところでございます。

そのほか、私が考えたものですが、駐在署員がパトロールカードをポストに入れますけれども、そのカード入れなどを付けるのもいいのかなと思います。それと、防犯講話等につきましては、対象者は子供からお年寄りまで、町民に対して大字事務所や集会所等で実施すると。それと、そういうことによりまして住民の意識が高められるということがあるのではないかと思います。

そこで、私の要望としては、先ほどの防犯カメラを含む5つのアイテムのほか、防犯につながるものについて個人個人で購入した場合、町から補助金を考えられないか。それと、近隣の市町村でも防犯カメラ等に対しまして、もう既に補助金を出すことを実施しているところもあります。ぜひお願いしたいと思います。よく検討し、できるものからでもお願いをしたいと思います。御答弁お願いします。

○議長（樋下周一郎君） ただいまの再質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 新井議員からの再質問について御答弁申し上げます。

先ほど御提案のございました防犯カメラを含めた5つのアイテムに対する助成、パトロールカード入れの設置、防犯講話の開催については、個人が自らを守るためにできる防犯対策として有効な手段であると考えております。

このため、町としましては、議員から御提案いただいた要望につきまして、できるところから対応してまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

よろしく願いをしたいと思います。

それでは、2項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め、1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 2項目め、防災について。1点目「町で災害はどのようなものが考えられるか」について御答弁申し上げます。

五霞町は、東は江戸川、南西は権現堂川及び中川に、また、北東部は利根川と四方を河川に囲まれており、地質は猿島台地の洪積層と利根川、渡良瀬川から形成した沖積層からなった地勢となっております。その地勢上、五霞町で想定される自然災害は、大きく2つ想定されます。すなわち、水害と地震災害です。

水害につきましては、6月～10月の出水期に関東圏で梅雨や集中豪雨、台風などによって引き起こされる大雨や河川の増水による水害です。また、地震災害につきましては、茨城県地域防災計画 地震災害対策計画に示す本県に被害をもたらす可能性がある地震のうち、五霞町が被害を受ける可能性があるのは、首都直下型の地震であり、この2つが主なものになると思われれます。

このため、町では、五霞町地域防災計画に地震災害対策計画及び風水害対策計画を定め、災害対応に当たることとしております。

特に水害等は、事前の情報に基づく避難行動等の準備が可能であり、計画的な対応が重要になることから、時間経過に伴う行動を想定した対策が必要であり、一方で、地震災害の場合には、突発性が高く、即時の対応となるため、可能な限り最悪の事態を想定した対策が必要となります。

このようなことから、今年度から、想定される2つの自然災害について、6月に水害を、11月には地震を想定した災害対処訓練を行っているところであり、今後とも実践に即した訓練を重ね、町の防災力の強化を図ってまいります。

2項目め、1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

ここで、再質問したいと思います。

災害が起きた場合ですね、応急仮設住宅が必要になった時は、どこに町として考えていますか。それとあと、瓦礫が出るかと思えますけども、その場所についてはどこにするか。そういう計画があるのかどうか。

それと、先日の読売新聞 11 月 24 日付けでございましたけども、全国で仮設住宅計画地の 3 割が浸水するおそれがあるとありました。五霞町はちょっと分かりませんが、そういう内容が書いてありました。五霞町は大丈夫なのかということで、これについてお考えを御答弁願いたいと思います。

○議長（樋下周一郎君） ただいまの再質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 新井議員からの再質問であります応急仮設住宅及び瓦礫、災害ごみですね。災害ごみの置場について御答弁申し上げます。

まず、応急仮設住宅につきましては、基本的には一定面積を有する町有地への設置が想定されますが、断水や地割など、被害の状況によって選定場所は変わってくるものと思われま

す。なお、現時点において、ハザードマップや地勢の状況を勘案しますと、五霞中学校の野球場グラウンドが最も適した候補地であると考えております。仮に中学校の野球場グラウンドを応急仮設住宅として想定した場合には、面積約 4,485 平米、1,359 坪分が確保でき、1 世帯 4 人向け当たり 9 坪で算定した場合、151 戸 604 人の方の住居を確保できると見込んでおります。

また、災害時に発生する瓦礫等の一時保管場所についてですが、現在町では、災害時に発生する災害廃棄物を適正に処理できるよう、五霞町災害廃棄物処理計画の策定を進めているところです。災害廃棄物については、発災直後から大量に発生することが想定されますが、被災状況、住民の生活環境等を考慮する必要があり、今後、五霞町環境審議会において検討してまいりたいと考えております。

答弁については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6 番（新井 庫君） ありがとうございます。

今、先ほどの答弁のように、これからということでございますけども、より良い計画書ができることをお願いしたいと思います。

次、2 点目へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 続きまして、2 項目め 2 点目「11 月 24 日の五霞町災害対処訓練の結果」について御答弁申し上げます。

初めに、訓練の内容ですが、今回の訓練は、全国で繰り返し発生する大規模地震の発生に備え、関東地域で大規模な地震が発生した場合を想定し、地震災害に対する災

害対策能力と、町民の地震災害に対する備えの向上を図ることを目的とし、実施いたしました。

特に、災害対応能力訓練は、今回初めてとなる訓練の実施内容を訓練実施者に事前に伝えない、いわゆるブラインド訓練により訓練を行い、初動対応の中で重要となる限られた時間と少ない対処要員、そして全貌が把握困難な状況の中で、いかに迅速に人命救助活動等に取りかけられる判断を行っていくかといった訓練を実施いたしました。

訓練項目については、1つ目が災害対策本部会議訓練、2つ目が初動情報収集訓練、3つ目が住民避難、避難所開所等訓練、4つ目が炊き出し訓練の4項目で行いました。

1つ目の災害対策本部会議訓練では、地震発生時の現況把握、初動対応等の手順及び実施要領の検討・検証をし、地震災害の対処能力の向上を図ることを目的に、2つ目の初動情報収集訓練では、地震発生後の状況把握のための情報収集、救助活動のための情報収集等をドローン等を使い、実働で実施し、現地からのライブ中継動画映像を送信し、情報共有の要領を検討・検証したところです。

3つ目の住民避難、避難所開所等訓練では、3行政区を対象にアプリによる安否確認を行ったほか、五霞中学校体育館を避難所として開設し、避難スペースの検証や段ボールベッドの組立て体験、またマイナンバーカードによる受付を実施いたしました。

4つ目の炊き出し訓練では、避難所での給食支援の準備訓練として、災害時の支援協力に関する協定等に基づく炊き出しを行い、必要な食材についてはJA茨城むつみ様より、それらの輸送については新幸運輸様に、調理については日赤奉仕団及び食生活改善委員会の皆様のボランティアにより実施し、協定が円滑に行えることを確認したところです。

次に、町民の参加人数についてですが、76名の参加となっております。対象地域が、元栗橋、堀之内、新幸谷の3行政区による限定的な形での住民避難訓練であったこと。また、避難訓練にあたり、アプリの事前登録が必要であることの町からの説明が不足していたことや、事前登録の煩わしさ等も参加人数に影響が出たのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、町としては、このような災害対処訓練を重ねながら問題点を検証し、その後実施する全町民を対象とした総合訓練などを通じて地域防災力の向上に努めてまいります。

2項目め、2点目については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

ここで再質問したいと思います。

2つほどございます。

1つ目が、今後、組合員以外の周知方法についてどのように考えているか。組合員については、防災の日の防災訓練や機械器具点検などは、町や行政区を通じ、組合長から回覧で連絡がありますが、組合に入っていない方などは、今後どのようにしていきますか。組合員以外の方を取り残してしまうのではないかと思います。

そこで、私は、ごみの集積所に防災の日や環境美化運動などの住民参加のことにつきまして、パンフレットなどをそこに掲げるということはどうでしょうか、ということでございます。

それと、2つ目が住民によく知ってもらう。避難所への誘導看板の設置。それと、自主防災組織を強化する。組合外の方は、組織に入っておりません。そういう方についても、集積所単位とか、そういうことで入ってもらえないかということでございます。

今からまた言いますけども、そこで私の考え方としては、組織は組合単位ではなくて、ごみの集積所単位。ごみの集積ではちょっと言葉は悪いですけども、そういう単位ではどうかと。そうすることによって、組合によっては4、5人のところもあります。それを10人とか15人の体制にして組織化していくということはどうかということの提案でございます。4、5人であれば、組合組織そのものが組めませんので、10人、最低でも10人ぐらいでやっていくのがいいのかなと思っております。

それと、もう1つ。腕章などを作るということで、自分がどういう係を担当しているのか分からない方、周りの方も分からない。そういうこともありますので、腕章を作って、班長、それと、それぞれの係が分かるように。そうすることによりまして、本人も本気になって訓練に参加して行動も認識すると思いますので、そういうことはどうでしょうかということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） ただいまの再質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） それでは、新井議員からの再質問について御答弁申し上げます。

多くの住民の方に防災訓練に参加していただくことは、防災体制の確立及び意識の高揚のため、非常に重要であると考えております。このため、町としましては、広く住民の方へ周知する方法を検討してまいります。例えば、防災行政無線の一斉放送による全体への周知、また、現在、町が推進しているスマートフォンアプリ、クロスIDの発信による個別周知、あるいは、先ほど議員より御意見がありましたごみ集積所

での案内チラシの掲示など、組合の加入の有無にかかわらず、町の情報が住民の皆様にお伝えできるよう検討していきたいと考えております。

また、自主防災組織の強化等についても、組合加入＝自主防災組織の加入といった現在のあり方でよいのか等も含めて、今後検討していきたいと考えております。

答弁については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

よく検討していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

次、3項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、3項目め1点目の質問に対し、都市建設課長及び生活安全課長から、それぞれ所管する事項について答弁を求めます。

まず初めに、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） 3項目め、通学路の安全対策及び町道の計画路線について。1点目「通学路の安全対策」について御答弁申し上げます。

まず、通学路の草刈り、水たまり等の補修についてでございます。

近年の記録的な降雨や高温などの未曾有の異常気象が続いており、道路自体の舗装面への悪影響はもとより、視界を遮るほどの路肩部の雑草の異常な成長など、通学路をはじめ、町道の安全管理において、住民の方からの問い合わせや相談を多くいただいているところでございます。

このような中、町におきましては、以前から通学路や幹線道路を中心に、週に一度、職員が道路パトロールを実施し、安全確認を行っているところであり、異常を確認した場合には、速やかに補修など必要な措置を講じているところでございます。加えて、特に通学路におきましては、児童・生徒の安全を最優先に確保するため、教育委員会が定期的実施する通学路安全点検において、PTAや関係団体、道路の専門家、これにつきましては国土交通省関東地方整備局になります。などから危険箇所などの御指摘をいただき、改善に努めているというところでございます。

町におきましては、通学路をはじめとする町道の安全確保のため、直営で対応できるものについては、速やかに作業を実施するなど、限られた予算や人員の中でも、優先順位や手法を勘案しながら、道路の通行、特に通学児童・生徒への影響が出ないよう迅速な対応を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、1点目の質問に対し生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）　続きまして、3項目め1点目の御質問のうち、「防犯灯、防犯カメラの設置」について御答弁申し上げます。

令和6年4月に開校しました五霞小学校の通学路に対する防犯対策については、昨年度、通学路として指定されたルートのうち、特に犯罪の危険性が高いと思われるか所に、防犯カメラと防犯灯の設置を行いました。

特に小福田西谷地内の国道4号線下部を横断する隧道内は、外部から目が行き届かないため、町道部分に監視できる防犯カメラを設置するとともに、内部に防犯灯を増設し、昼夜問わず照明が点灯するよう安全対策を講じました。

開校以来、犯罪事件は発生しておりませんが、保護者や地元からの要望、また、地元で行う通学路安全点検結果を踏まえ、児童が安全に通学できるよう、引き続き防犯対策を充実させてまいります。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）　新井　庫君。

○6番（新井　庫君）　ありがとうございます。

通学路はですね、児童・生徒にとりましては、一番安心して安全な道路でなければなりません。速やかな対応をお願いをしたいと思います。

次、2点目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）　続いて、3項目め2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋　勝君）　3項目め2点目、町道7号線の整備計画について御答弁申し上げます。

町道7号線の整備計画につきましては、現在、交通量調査まで完了しており、今後は道路詳細修正設計、用地測量、物件調査、不動産鑑定を行い、用地買収、物件補償後に道路改良工事を施工することになります。

しかしながら、本路線の総延長は約2,700メートルのうち、未完成部分の延長約1,400メートルの施工につきましては、概算総事業費で約20億円程度、完成期間で約10年が見込まれます。施工に当たりましては、町の財政状況を考慮すると、当然ながら国の補助事業、社会資本整備総合交付金になりますが、こちらを活用して実施することになりますが、現状では、本路線は財政支援の手厚い重点路線の対象ではなく、非重点路線の位置づけをされております。このため、茨城県に補助額などを確認したところ、補助率50%の実際の交付率を加味すると、約2割程度の補助交付額が見込まれるとの回答を得たところでございます。仮に、この補助交付額に合わせて整備をすると、相当の年数を要するものと想定されます。

町としましては、本路線が町内道路ネットワーク構築のためにも重要な路線であると認識しておりますが、町全体の事業の優先度や財政状況等を踏まえ、慎重に対応せざるを得ない状況であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 新井 庫君。

○6番（新井 庫君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中では、お金も相当かかると。年数も相当かかるということでございます。そういうことでございますけれども、私としては、夢の道路じゃありませんけれども、一番残された都市計画道路ということでございますので、できるだけ早く、地元のほうでは、ここに道路ができるということはよく知っておりますので、地元の事情を踏まえ、一刻も早く、そして、早期に着工することをお願い、また期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、いつにはなるか分かりませんが、また後ほどこういうことにつきまして御質問をさせていただきますので、できるだけ早く幾らかでも着工してくるようなことができればなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 先ほど新井議員からの御質問の中で、地元で行う通学路安全点検結果ということで、御答弁させていただいたんですけども、申し訳ありません。町で行う通学路安全点検結果ということで、大変失礼いたしました。

○議長（樋下周一郎君） よろしいですか。

○6番（新井 庫君） はい。

○議長（樋下周一郎君） 以上で、6番 新井 庫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（樋下周一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 黨 丈 夫 君

○議長（樋下周一郎君） 2番目の質問者である黛議員は、発言席へ移動願います。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） ただいまより、3番 黛 丈夫君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

3番、黛 丈夫君。

〔3番 黛 丈夫君 登壇〕

○3番（黛 丈夫君） おはようございます。3番議員の黛でございます。一般質問の2番手として登壇させていただきました。

傍聴に御参集の皆様、本日は師走の御多忙の折、また、早朝の寒い中、議場にお運びいただき、誠に本当にありがとうございます。改めて、今度の一般質問、気を引締めて臨みたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、早速ですが、本日、私が一般質問に取り上げました2項目について、その理由を述べたいと考えます。

1項目めの五霞町の既設道路の維持管理については、町の至るところで、舗装のひび割れ、補修箇所の沈下が見られるなど、また、街路樹枯死跡による景観不良、沿道の雑草繁茂等、町道の機能及び周囲環境に著しく悪影響を与えている状況を確認したからです。

次に、2項目めの町の公園の維持管理については、圏央道が開通し、五霞インターチェンジ周辺開発のもとにスポーツパークやラジコンパーク、ごかみらい公園が新しく建設されてきた一方で、以前に建設された童夢公園や原宿台にある運動公園など、その他の公園の管理が手薄になって、設備修繕や樹木除草の処理が適切に実施されているのか、以前から疑問を抱いていました。

それでは、今回の質問項目、内容について述べさせていただきます。

まず1項目、町の既設道路の維持管理について。

1点目、町道の維持管理の現状は。また、街路樹を植えている道路の意味について伺います。知りたい内容は、維持管理、修繕計画を具体的にどのようにしているのか。対応の仕方、労務、工事手配等、費用についてです。また、道路や沿道の街路樹について、道路管理者としての考えを御教示願います。

なお、具体例として、原宿台地内のみずき通り、ミズキ枯死後の植樹桝。緑道 童夢公園周辺の街路樹による根上り、緑道 町道5号線沿い、これは一級河川五霞落川沿いですが、桜の木の整備、町道1914号、通学路に並行する元栗橋地内の町道沈下対応の4事例についての維持管理や改善措置について伺いたいと思います。

次に、1項目2点目、国道・県道の運用に関して、町が改善要望している案件は。現状において、国や県の道路管理者に改善要望している内容について伺います。県道

としては、県道幸手境線バイパス、県道西関宿栗橋線。国道では、4号国道バイパスに関する内容と推察しますが、具体的に答弁をお願いします。

続きまして、2項目、町の公園の維持管理について。

1点目、現状の維持管理状況では、既存公園の概要、不適箇所、数量及び維持管理のやり方、費用について簡潔に答弁ください。

次に、2項目め2点目、維持管理の評価について。伺いたいことは、公園管理者として現状をどのように捉えているのか。また、改善に向けた具体的な方向性についてです。御教示願います。

続きまして、2項目め、3点目。公園の目的と地域住民との関わり方のあるべき姿はということで、公園管理者として、公園を使用する町民や町の企業に勤めている人たち、いわゆる受益者への要望や取組についてお考えを伺いたいと思います。

さらに、2項目3点目のその他として、原宿台コミュニティセンターの改修に伴う避難所対策について伺います。

以上、2項目5点及び関連その他について質問をいたします。なお、改めまして、言うまでもないですが、答弁は簡潔をお願いします。また、回答によりましては再質問をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、私は一旦、席を移動させていただきます。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） 1項目め、1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） それでは、1項目め、五霞町の既存道路の維持管理について。1点目「町道維持管理の現状について。街路樹を植える道路の意味は。」について御答弁のほうを申し上げます。

まず、道路の維持管理についてでございますが、幹線道路や通学路を中心に週に一度、職員が道路パトロールを実施し、安全確認を行っているところでございます。道路修繕につきましては、修繕計画に基づき、優先順位をつけて計画的に実施することを基本としておりますが、予算の確保の状況や住民の方からの相談、要望があったものなどについても臨機応変に対応しております。なお、令和6年度は、道路維持補修工事費として3,000万円を計上して執行しているところでございます。

次に、樹木の剪定や除草作業についてでございますが、こちらにつきましては、専門業者及びシルバー人材センターへの委託をして実施をしているところでございます。

次に、道路や側溝の清掃作業ですが、専門業者で年間2回程度作業を実施しており、作業費としましては、河川占用分及び幹線道路等除草作業委託料として608万

6,000 円、街路樹管理委託料として 246 万 4,000 円を計上し執行しているところでございます。

次に、街路樹を植える道路の意味についてですが、道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全、さらには道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として整備を行っているところでございます。国が定めます道路構造令による設置基準においては、都市部の幹線道路においては、植樹帯を設けるものとなっておりますが、その他の地方部道路では、必要に応じ設けるものとされており、特別、あるいはやむを得ない状況の場合はこの限りではないと。このようなことから、町におきましては、維持管理費用などの観点から、今後新たに道路を整備する際の植樹はできるだけ行わない方向で検討しているところでございます。

続きまして、現状の問題として、黛議員から御指摘がありました事例について、説明のほうをさせていただきます。

まず、みずき通りのハナミズキの枯死等により植樹帯が空いている部分についてでございます。現在、みずき通りの植樹帯は 269 か所あり、枯死等により植樹帯が空いている部分が 192 か所ほどございます。現状の猛暑による異常気象などを踏まえ、地元住民の御意見も参考にし、現在、植樹帯の空いてる場所につきましては、今年度より新たな植樹はせず、舗装等を行うことで、維持管理の効率化を図っているところでございます。なお、現在までに 12 か所ほどを施工済というところでございます。

次に、童夢公園周辺の歩道についてでございます。クロガネモチによる根上がりが発生し、歩道が歩きにくい状況になっておりますが、伐採や移植等も含め、他自治体の対応等を参考にさせていただきながら、今後の対応を検証していきたいというふうに考えております。

次に、町道 5 号線沿線に植樹されている桜につきましては、一級河川五霞落川の法面に景観形成の観点から植栽されているものでございます。これらにつきましては、道路へ枝がはびこるなど、交通に支障を来している状況が見受けられており、定期的な枝の剪定を行っており、引き続き景観形成や環境保全の観点から計画的な維持管理を行っていきます。また、桜の木の対面に存在する街路につきましては、みずき通り同様、維持管理の効率化が図れるよう検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、元栗橋地内、町道 1914 号線については、県道西関宿栗橋線との交差点から町道 1 号線との交差点、これは西児童館付近でございます。までの約延長約 1 キロメートルの路線でございますが、通勤・通学等多くの方が利用している路線となっております。特に隣接した側道が児童の通学路になっていることから、重要な路線と認識しているところでございます。現状におきましては、車道側において道路沈下により水たまりが発生している状況は把握しております。これらについて、一時的な対応とし

て、路肩を掘削し、排水機能の確保を行っているというところでございます。今後の対応としましては、路面の修繕等を検討しているところではございますが、路線延長が長いことから、次年度以降、計画的に修繕を進めていけるよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） ありがとうございます。

ところで、既設道路の街路樹の管理なんですけども、令和4年の2月に国土交通省関東整備局東京国道事務所の街路樹管理マニュアルを参考にしますと、その中の基本方針の目的に、街路樹は、道路景観の向上や沿道環境、自然環境の保全を目的に道路空間に植栽されているが、植栽後の成長により見通し阻害や交通障害、照明や標識の機能阻害を及ぼす場合があるため、街路樹の目的を踏まえつつ、道路利用者が安全に通行できる環境を整備を優先に、腐朽しにくい樹木管理を前提とした街路樹管理を予算の範囲内で取り組むと記されています。

先ほど、維持管理の効率化を優先する答弁がありましたが、原宿台のミズキ枯死後の植樹桝、緑道 童夢公園周辺の街路樹根上がり、同じく町道5号線沿いの桜街路樹。まずは、利用者の安全確保が前提になると私は考えます。その対応を行うことで、出費を抑制することができるならば、道路管理者として率先して実行していただきたい事案だと思います。

しかしながらですね、町道1914号線の道路沈下の水たまりは、このルートを通学路としている以上は最優先で、きちんとした改修をしていただきたいと思います。以前ですね、ある父兄から、雨の日に子供が通学路を歩いていて、水をかけられ、ずぶ濡れになった話を聞いています。その方は、それ以来、雨の日は子供を車で送っているそうです。一方、父兄の中には、よほどのことがない限り、雨が降ろうが、風が吹こうが、子供を歩いて学校に行かせる教育方針を持たれている方もおられます。これには、私は、これからのたくましい五霞っ子の姿に見えるんです。五霞っ子の姿が見えるようで、応援したいと思いました。

原宿台では、現在、定住促進の工事が着手されています。子供を持つ世代を呼び込もうとしているならば、安全な通学路の確保は、大人たちがやるべき政策だと考えます。通学路を別ルートに設定できるならば、それはよしと思いますが、現ルートを使用している以上、道路の改善を強く要請いたします。

それでは、時間が限られていますので、次に進んでいただきたいと思います。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、1項目め2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） すみません。

先に、先ほどの答弁の中で訂正させていただきたい部分がございます。

よろしいでしょうか。

○議長（樋下周一郎君） はい。

○都市建設課長（大橋 勝君） すみません。

先ほど、町道 1914 号線の始点としまして県道西関宿栗橋線と申し上げたのですが、幸手境線バイパスのほうで訂正をお願いしたいと思います。

失礼しました。

○議長（樋下周一郎君） では、お願いします。

○都市建設課長（大橋 勝君） それでは、1 項目 2 点目「国、県道の運用に関して町が改善要望している案件」について御答弁のほうを申し上げます。

まず、県道幸手境線につきましては、令和 3 年 3 月に令和橋が開通したことにより交通量が増え、特に大型車両の通行が多く見受けられます。その影響により、原宿台地内で既存の舗装の傷みが多く、地域の住民の方から振動などの相談が寄せられている状況でございます。このため、所管である境工事事務所に連絡し、対応をいただいておりますが、根本的な解決に至っておりませんので、具体的な原因調査及び全体的な舗装補修の実施等の要望を行っているところでございます。

また、樹木につきましては、当該路線には、高木のケヤキや低木のオオムラサキツツジが植樹されております。交差点での視認性の確保について、住民の方から御意見をいただいております。同様に所管である境工事事務所へ剪定を依頼しているところでございます。

県道西関宿栗橋線についてでございます。本路線は、令和 4 年度、5 年度で小福田地内西谷地区にて片側路線の歩道新設工事を実施していただき、全線を開通しているところです。しかしながら、小福田地内、新 4 号国道の五霞交差点から江川地内、日本 G L P 手前の信号までの区間の片側が歩道未設置となっていることから、歩道設置要望を行ってまいりましたが、今般、事業計画が進められることにより、先日、江川行政区及び小福田行政区を対象とした道路計画説明会が開催されたところでございます。なお、今後につきましては、現地測量、設計、用地買収等を進め、最短で約 8 年程度で完成を目指していると伺っているところでございます。

次に、新 4 号国道につきましては、現在、複車線化に伴う事業推進が行われ、特に立体化に向けた地盤改良工事やピアの設置が行われているところでございます。本道は、重要な幹線道路でありますので、茨城県内 2 市 2 町、結城、古河、境、五霞町のほうで構成される第二 4 号国道茨城県期成同盟会を通じて、早期の 6 車線化の整備促進や主要渋滞か所の立体化を要望しているところでございます。

2 点目については以上です。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

町の舗装道路なんですけども、舗装道路の寿命というのは、素材や地域交通量、地盤の状態によって異なるんですけども、一般的には、アスファルト舗装の場合は10年程度、コンクリート舗装は15～20年が耐用年数とされているんですけども、町の現状は、ほとんどが10年どころじゃなくて、私が住む原宿台なんかも35年以上が経過している状況で、現状と、やっぱり亀裂とか沈下で大分振動等が出てきている。特に、あそこが県道になったということで、県に対して要請していかないと、結構振動が厳しいみたいなんです。よろしくお願ひしたいと思います。

また、県道西関宿栗橋線の小福田・江川地内の歩道設置と、新4号の複車線化整備工事については、既に動きつつあるので、今後も町としての確な要望・要請をお願いしていただきたいと思います。

それでは、1項目めはここまでとしまして、次へお願ひいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） 2項目め、町の公園の維持管理について。1点目、現状の維持管理状況について答弁申し上げます。

町の公園につきましては、町民の憩いの場、触れ合いの場所を提供することを目的に、町内に21か所の公園等、面積にして約8万5,961平米が整備されているところでございます。これらの公園のうち、ごかみずべ公園につきましては、一般社団法人 五霞町シルバー人材センターに、ごかみらい公園につきましては、専門業者に委託し、除草作業を実施しているところでございます。それ以外の公園につきましては、おおむね2週間に一度のペースで直営作業にて除草を行っているところですが、進捗状況により、委託事業者に依頼をしている状況でございます。また、公園樹木の剪定、伐採につきましては、高木が多いことから、専門業者に委託をしているところでございます。

さらに、公園に設置されております遊具につきましては、都市公園法施行規則に基づき、年に一度の点検が義務付けられておりますことから、遊具が設置されております8公園について専門業者に委託し、安全点検を行っているところでございます。

なお、公園の維持管理の予算としましては、都市公園等公園管理業務委託料として719万4,000円を計上し、執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） 町内21か所の公園で、面積が8万5,961平方メートルということで、結構広いですね。それで、管理費等で719万円ということでしたけども、私は何となく少ないような気がします。結構大変なんじゃないかと思います。

今後、次の質問の中でいろいろ新しい方法も出てきそうなので、議長、次へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） 2項目め2点目、維持管理の評価について御答弁申し上げます。

公園の維持管理につきましては、建造物等の老朽化対策をはじめ、除草作業、樹木の伐採、剪定、設置遊具の安全確認、トイレ等の管理など、複数かつ多方面の作業にわたっており、町としましては、これまで専門業者への委託や町直営で対応してきたところでございます。しかしながら、毎年度、財政状況の変動や職員数の削減などにより、満足な維持管理が徐々に達成できなくなりつつある状況であります。

さらに、昨今の異常気象による雑草繁茂が著しく、また人手不足による専門業者の減少などにより、公園の維持管理業務が後手に回っており、町としても今後とも引き続き維持管理業務を責任を持って遂行していくことは非常に困難な状況になっていると認識しているところでございます。

このような状況が見受けられてきたため、令和3年度にまちの活力と個性を支える公園のあり方について検討を行い、町の限られた財政状況を踏まえつつ、これまで整備してきた既存公園をできる限り活用しながら、適切な管理により、魅力的で地域に親しまれる公園づくりを目指し、五霞町魅力ある公園再整備計画を策定したところでございます。

本計画では、童夢公園、ごかみずべ公園、ごかみらい公園、利根川レクリエーション公園の4公園について、民間活力による新たな都市公園の整備手法である公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIの導入について検討を行っているところでございます。

町としましては、都市公園の廃止、統合等による集約化も含めて、最善の維持管理のあり方を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） ありがとうございました。

公園施設の老朽化、また除草、樹木の剪定、伐採、遊具の安全チェックですね。また、トイレの管理を一部の専門業者と町職員の直営で維持管理しているのは、確かに大変ですね。

そしてまた、今、除草にしても労務者を、労務者というか、作業員を入手するタイミングが非常に難しくなっていると。昨今は、帰化植物が異常に繁茂する。そういった植物もどんどん五霞町を侵食しているようです。そういったことも含めると、大変だなと思っています。

現状でですね、十分な、先ほど課長がおっしゃられましたけど、十分な管理ができているかという、なかなかうまくいっていないんじゃないかという評価でした。

それと同時にですね、今度、童夢公園ですか。それとあと、ごかみずべ公園、ごかみらい公園と利根川のレクリエーション公園の4公園を公募設置管理制度の導入を検討していると。今回の議案の中にも、それに関連する準備の動きがあるようで、私は認識しておるのですが、これにつきまして再質問ということで、公募設置管理制度について分かる範囲でいいですから、まだ現状、煮詰まっていないと思いますけども、紹介していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○議長（樋下周一郎君） ただいまの再質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） それでは、ただいま再質問がありました公募設置管理制度、Park-PFI制度の概要について御答弁のほうを申し上げます。

公募設置管理制度につきましては、飲食店や販売店、利用者の利便性の向上に資する公園施設の設置や管理を行う民間事業所を公募により選定する制度でございます。事業者が設置する飲食店や売店等から生ずる収益を園路や広場等の特定施設の整備・改修に充てることにより、公園の付加価値を高めることができることや、公園管理者である町の財政負担を低減させることができること等がメリットとして挙げられてございます。

町としまして、このような制度を活用して魅力ある公園を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） ありがとうございます。

今、聞いた話ですと、公募設置管理制度を4件の公園に当てはめて公募すること、形を変える意味ではいいと思います。表向きない部分もあると思いますけども、できれば、その裏のリスクもいろいろ検討していただいて、また我々もその中

で前向きに捉えて推進するなり、意見を述べさせてもらって、よりいいものに進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め3点目の質問に対し、都市建設課長及び生活安全課長から、それぞれ所管する事項について答弁を求めます。

まず初めに、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） 2項目め3点目、公園の目的と地域住民の関わり方のあるべき姿について御答弁申し上げます。

町では、住みやすいまちづくりを推進することを目的に、令和2年度に五霞町公共施設里親活動実施要綱を策定いたしました。これは、アドプト制度と言われるもので、住民の皆様にとって身近な公共空間である道路や公園等の美化及び保全のため、町が管理する公共施設の里親となって、公共施設を美しくするための奉仕活動を実施いただく制度のことです。今年度は、公園里親として1団体に登録をいただき、公園のごみ拾い等に御協力をいただいているところでございます。また、一部の企業様におかれましては、ボランティア活動により道路、公園の清掃活動を行っていただいているところでございます。

こういった状況の中、公園の管理につきましては、冒頭答弁させていただきましたとおり、予算や人員の都合上、行政だけで行うことが難しい状況であり、今後は特に、町民の皆様の御協力が必要不可欠と考えているところでございます。町としましても、住民の皆様や地元企業様と一緒に公園をつくり上げていくことが理想であると考えておりますので、このような制度を広く住民の方に知っていただき、公園の維持管理に参画いただけるように周知をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） ありがとうございます。

五霞町の公共施設の里親活動実施要領、身近な町が管理する道路とか公園の公共施設の維持管理奉仕活動に住民が参加すると。

実は、私、久喜のほうで、確かちょっと見たんですけど、中学校の県道の歩道を父兄が20～30人で清掃しているところをたまたま通りかけて見たことがあります。ああいう姿はもうアドプト制度というか、こういった里親というか、そういう動きだと思います。

また、公園の里親についてはですね、地震や火災などの有事の際に住民同士の共助や、その他の公助を受ける場所としての機能として表面に出てきても不思議ではないんじゃないかと思っています。普段から親しんでいる身近な公園の存在は、防災にお

いても有用な場所であると私は考えておるんですけども、これにつきまして、2項目め3点目のその他として、生活安全課より伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 2項目め3点目のうち、原宿台コミュニティセンターの改修に伴う避難所対策について御答弁申し上げます。

原宿台コミュニティセンターにつきましては、町内に16か所あります地震災害時の指定避難所の一つになります。

今回、黛議員の御指摘のとおり、現在、町では、地域優良住宅の建設に当たり、原宿台コミュニティセンター周辺の整備を行っていることから、避難所としての利用ができない状況となっております。

なお、当町では、住民の皆様が避難所へ避難する際に、避難先の指定は行っていないことから、災害が発生し、避難が必要となった場合には、まずは御自身の安全を確保した上で、被災した場所から一番近い開設避難所に避難していただきたいと考えております。

今回、染めQテクノロジー様と避難所を締結しましたように、これまで指定した16か所の指定避難所に加え、随時、町内事業所の協力を得て、新たな避難所を追加指定するなど、避難体制の強化を図っております。

町としましては、住民の皆様が迅速かつ的確に避難できるよう避難所の周知徹底を図り、住民の安全確保を図ってまいります。

以上になります。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） ありがとうございました。

現在、原宿台のコミュニティセンター、既設のものを壊して、住宅の工事にかかっております。ちょっと先になりますね、完成は。その間、公園等がどうなるのかなと伺ったわけですが、町としては、公園は指定避難所としては考えていないということが、明らかになりました。原宿台地内にある公園は、都会の住宅地に見られるような都市公園が持つ指定避難所としては、町は考えないと。現在、工事中なので、原宿台地区の住民は、水害以外の地震や火災、こういったことも考えられるんですけども、原宿台にある浄化センターと、これからまた染めQさんとの協定をしているようですが、町指定の避難所へ避難するということを改めて出していただいたということで、本件は関連することということで、これ以上は質問しないつもりですが、機能として考えなくちゃいけないかなと。公園の機能としてですね。それには、お金がかかると

ということなのですが、ちょっと検討していただきたい内容でもございますけども、都市機能としての公園ということで。

今回はですね、道路及び街路樹、そして、公園の維持管理について伺って、皆さんに答弁していただいたんですけども、町として維持管理に振り向ける費用とかマンパワーが十分な状況にないことは、この場で明らかになったように思います。そして、また改善に向けた政策の必要性を感じています。今まで、街路樹や植栽の維持管理について見直ししないで、悪い言い方をすれば、拙速、場当たりの従来への対応を繰り返してきた状況があったようにも思います。

今回ですね、街路樹や植栽の状況を見直して、安全や環境変化の検討により、必要があれば伐採、除去すると。将来を見据えて形を変えていくという管理者の意思も私は確認できたと思います。これは私は支援したいし、今までの関連的に、ここは木を植えたら木を育てなくちゃいけないと。ただ、それだけじゃまずいと思っています。ただの観念だけで、それを押しつけてくる人もいますけども、やっぱり環境が悪くなったらよろしくない。そういう立場で、私は、こういう考えを持っていたことは大きな前進として、今、捉えております。

このことは、今まで、かつてかかっていた費用とかマンパワーを減らして、別のところへ向けていくという考え方、業務の検証と選択。場合によったら削減。そして、集中をすることで、より良い方向性が示されたのではと思っています。

また、公園ではですね、童夢公園、ごかみずべ公園、ごかみらい公園、利根川レクリエーションの4公園がですね、先ほどの公募設置管理制度の導入により、民間による運営と維持管理がなされることになれば、今までの町がしていた維持管理の費用とマンパワーの軽減が図れるかもしれない。図れれば、その費用やマンパワーを、その他の維持管理や事業に振り向けることも可能になるのかもしれませんが。私としては、今後の推移を見守っていききたいと思います。

町道については、優先順位を設定して、必要により、ふるさと納税や事業設定したクラウドファンディング等で集金するというか、お金を募って財源の確保をするということも1つの考え方かと私は思っているところです。

今回の質問、ちょっと早いですけども、終わりにですね、厳しい町の財政は重々分かっております。ただし、最低限の環境整備と維持管理を要望しまして、今回の質問とさせていただきたいと思います。

御答弁くださいました課長をはじめ、資料作成された執行部の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

終わりです。

○議長（樋下周一郎君） 以上で、3番 黛 丈夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（樋下周一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 猿 橋 正 男 君

○議長（樋下周一郎君） 3 番目の質問者である猿橋正男議員は発言席へ移動願います。

〔1 番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） ただいまより、1 番 猿橋正男君の発言を許可します。
登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

1 番、猿橋正男君。

〔1 番 猿橋正男君 登壇〕

○1 番（猿橋正男君） 皆様、こんにちは。1 番議員、公明党の猿橋でございます。
本日はお忙しい中、傍聴に御参集いただきました皆様、誠にありがとうございます。

ここ数日、気温も低くなり、めっきり冬らしくなってきました。ウイルスや細菌は、低温・低湿度を好み、感染力が強くなります。また、寒さで体温も下がることから、免疫力も低下いたします。ウイルスに負けないため、アルコール消毒、マスクの着用、手洗い、うがいを励行し、睡眠を十分とって、健康維持に努めてまいりたいと思います。

今回は、2 項目 4 点の質問をさせていただきます。

1 項目めは、子育て支援についてです。

子育ては、楽しいことやうれしいことばかりではなく、つらいこともあり、子育て中の親は様々な悩みを抱えています。例えば、子育て中の費用はどれくらいかかるかわからない、子育ての支援はどれくらい得られるのか不安、周りに相談できる人がいない、子育てと仕事の両立ができるか不安、予定どおりに幼稚園・保育園に預けられるか心配、ほかの子供との発育の差が気になる、子育てのいろいろなことをうまく処理できないなど、挙げると切りがありません。

このような悩みの一助となっている放課後児童クラブ、今後開始されることも誰でも通園制度について質問いたします。

まずは、放課後児童クラブについてです。

本町の放課後児童クラブは、二つの認定こども園で1～4年生が対象で、5、6年生は、放課後、五霞町ごかつ子クラブで対応しています。しかし、共働きをしている数名の保護者から、普段は子供の帰宅時間に合わせてパートタイムで働いているが、常時、放課後児童クラブに預けないと、長期休みの時に預かってもらえず、大変苦勞をしていると相談を受けました。

そこで、1点目の質問です。

来年度から開始する五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」では、どのような体制で運営されるのか、御見解を伺います。

次に、こども誰でも通園制度についてです。

新たにスタートする制度ですので、説明させていただきます。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳児の未就園児が、保育施設を短時間で利用できる制度です。こども未来戦略方針において、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設することとしています。また、具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況を見極めながら、令和7年度に法制度化し、令和8年度には、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、各地で試行的な事業が行われています。

この制度の意義について、基本的な考え方、子供の成長の観点、保護者にとっての3点について簡単に述べさせていただきます。

基本的な考え方は、こども基本法に、全ての子供の権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等に通っていない子供を含め、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。また、子育ての中で、孤立した育児となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は、自らSOSを発することが難しいことも考えられる。こうした世帯や子供への支援をより適切にきめ細かく行っていくことも併せて求められている。子供は、保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましいとあります。

子供の成長の観点からの意義は、在宅で子育てをする世帯の子供の育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭と異なる経験や地域に初めて出て行って、家族以外の人と関わる機会が得られること。子供に対する関わり合いや遊びなどについて、

専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃の子供たちが触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、物や人への興味が広がり、成長していくことができること。子供にとっては、年齢の近い子供との関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など、成長・発達に資する豊かな経験をもたらすことなどが挙げられます。

保護者にとっての意義は、こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする保護者は、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多く、こうした保護者にとって、保育者との関わりにより、ほっとできたり、孤立感・不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも子供と離れ、自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担の軽減につながっていきます。また、保育者から、子供のできていることを伝えてもらうことで、自信が回復することや、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見ることにより、子供の成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられます。さらに、保育者と子供の育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさを実感できるようになると考えられています。

既にこども誰でも通園制度を試行的に行っている地域で利用している保護者から、心に余裕を持てるようになって、子供に優しくなれたような気がするなどの声があると言います。

先に述べたように、こども誰でも通園制度は、令和8年度から全自治体で実施される予定です。保育人材の確保など、様々な検討が必要と思われます。

そこで質問です。

2点目、本町における0～2歳児の就園児時と未就園児の割合はどうか。

3点目、本町では、こども誰でも通園制度をどのように運営していくのか、御見解を伺います。

以上が、子育て支援についての質問になります。

2項目めは、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてです。この質問は、昨年6月の議会定例会に続いて2回目の質問になります。

まず、带状疱疹について説明させていただきます。

带状疱疹は、子供の頃にかかった水ぼうそうのウイルスが、体の中の神経節に生涯隠れていることにより、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症する病のことです。带状疱疹の原因となるウイルスは、成人の90%以上の方の体に潜んでいます。発症率は、50歳を境に急激に上昇し、60代から80代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。带状疱疹は、神経に沿って帯状に現れます。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も傷みが残ることがあり、これが3か月以上痛みが続くと、带状疱疹後神経痛と呼ば

ます。この後遺症は、50 歳以上の方の 2 割に可能性があります。生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹ワクチンは、厚生労働省により 2016 年に予防としての効能・効果が承認され、今年 6 月に国が定期接種化の方向性を示しました。また、不活化ワクチン、生ワクチンの製造会社は、来年 4 月からでも供給可能と発表しています。早ければ、来年度からの定期接種が行われる可能性もありますが、年収の壁への対応など、税制改革や経済対策があり、対応が遅れそうです。厚労省では、带状疱疹を定期接種の B 類疾病にする方向のようです。対象年齢は、65 歳以上の高齢者と、特定疾患のある 60 歳～64 歳、助成額は接種費用の 3 割程度が地方交付税措置とされます。

しかし、隣の古河市においては今年度から助成が開始され、対象年齢が 50 歳以上、助成額が生ワクチンで 4,000 円、不活化ワクチンで 1 回につき 1 万 1,000 円で、接種費用の約半額になっています。また、境町では来年度から助成を開始すると伺っています。

町民の方からは、「かかりつけの医師から『带状疱疹の予防接種をしたほうが良い。町で助成があるかもしれないので確認してください。』と言われた」、「带状疱疹に罹患し、『痛い、痛い』と言っていたら、毎日来ていた娘が来なくなった」、「以前、带状疱疹に罹患し、つらかった」、「予防したいので、早く助成金を開始してほしい」などの声がありました。

そこで、2 点目の質問です。

本町においても、带状疱疹ワクチン接種費用の十分な助成を早期に開始すべきと考えますが、御見解を伺います。

以上が、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についての質問になります。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

発言席に移動させていただきます。

〔1 番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） 1 項目め 1 点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 1 項目め、子育て支援についての 1 点目「来年度から開始する五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」では、どのような体制で運営されるのか」について、御答弁申し上げます。

最初に、放課後児童クラブについて説明させていただきます。

放課後児童クラブとは、保護者が就労や病気などにより昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する施設です。児童福祉法第 6 条

の3第2に規定される就労支援事業であり、子ども・子育て支援法に基づきます五霞町の子ども・子育て支援事業計画に位置づけられている事業となっております。本事業は、子育てと仕事の両立を図るための中核的な事業となっております。

放課後児童クラブでは、子供たちが安心して過ごせるよう、自立した生活を身につけることを目指して支援が行われます。遊んだり、おやつを食べたりするほか、読書や宿題を行うなど、基本的には自由に過ごすことができます。

放課後児童クラブ設置には、公設公営、公設民営、民設民営の3種類がございます。五霞町では、現在、町内2か所の認定こども園で、小学校3年生又は4年生までを対象に民設民営方式で行っております。令和7年4月からは、五霞小学校低学年棟2階の2クラスを利用し、五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」を公設民営方式で開設できるよう現在準備を進めております。

ごかつ子クラブの概要について申し上げます。

名称は、五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」。定員は80名で、五霞小学校内に開設いたします。対象児童は、五霞小学校に就学し、就労や病気で放課後や長期休みなどに保護者の保育を受けることができない児童となっております。開設時間は、平日は放課後から19時まで、土曜日、学校休業日、夏休みなどは7時30分～19時までの開設となります。日曜日、祝日、年末年始等はお休みとなります。保護者からの負担金ですが、月額6,000円で、8月は1万1,000円となります。その他、毎月のおやつ代、年額の保険料は別途お支払いいただくこととなります。

今後のスケジュールですが、12月中に委託事業者の選定、1月から入会の申込み受付、2月中旬に入会決定に関する通知、3月には利用者説明会を開催し、4月1日から開設となります。なお、入会に当たっては、申込み内容について審査を行います。希望者が定員を超える場合は、低学年優先など審査基準を設定し、入会者を決定してまいります。

続きまして、ごかつ子クラブの過ごし方についてでございますが、保育士など有資格者を含めた支援員については、クラスの利用人数に応じ、1クラス当たり3名～2名で保育いたします。放課後になりますと、支援員が児童の入所の確認と、欠席児童の把握を行います。その後、宿題、おやつ、自由遊びなどで過ごし、保護者の迎えを待つこととなります。なお、送迎については、保護者又は保護者の指定された方となります。児童だけの自転車や徒歩での入所や帰宅はできないこととなっております。今後、詳細な運営方法などを定めてまいります。

放課後児童クラブは、児童の健全な育成を図ることを目的に設置しておりますので、児童が安心して安全に過ごすことができることを最優先にした運営を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございます。

公設民営でスタートする放課後児童クラブは、放課後や長期休みなど、保護者の保育を受けることができない児童が対象となっており、長期休みのみでの対応もできそうなので安心いたしました。

しかし、定員 80 名を超えてしまった場合に、放課後児童クラブでは対応できないのは、私的には納得がいきません。本町では、地域優良賃貸住宅の整備を進めており、子育て世代を誘致しようと施策を展開しています。このような状況の中で、子育て世代が悩んでいる仕事と子育ての両立が解決できないのであれば、マイナスの影響を及ぼすのではないかと思います。5、6年生に対し、西児童館を利用して放課後五霞町ごっか子クラブを運営しているのであれば、西児童館を利用し、待機する児童をなくすことも可能と考えます。

再質問をさせていただきます。

待機する子供ができることをどのように考えているのか。また、今後これに対する対策はあるのか。

御見解をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） ただいまの再質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） それでは、先ほどの議員さんの再質問について御答弁申し上げます。

五霞小学校の教室を利用するため、1クラスの定員はおおむね40名で、2クラスでは80名程度となります。教室の収容定員を超えて利用することは行いませんが、現在、認定こども園で実施しております学童クラブでの利用者数は、利用登録者のうち、7割～8割程度が常時利用しているとのことを伺っております。今回実施します放課後児童クラブにおいても、同様の利用と見込みますので、100名程度の利用登録は可能ではないかと考えております。

4月以降、利用が開始されてからの状況を踏まえ、待機児童ができないよう運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございます。

子育て中の親にとって仕事と子育ての両立は、生計を立てていく上で大きな課題になっています。答弁において、現状の利用状況を鑑みて、定員80名で対応が可能では

ないか、また、待機児童が出ないよう運営に努めていただけるとのことですので、何とぞよろしくお願いいたします。

次へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、1項目め2点目、3点目の質問に対し、一括して健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 2点目「本町における0～2歳の就園児と未就園児の割合はどうか」について、3点目「本町では、こども誰でも通園制度をどのように運営していくか」について一括して御答弁申し上げます。

まず、0～2歳の就園児と未就園児の割合についてでございますが、11月末現在で、0～2歳児の子供の数は71名となっております。そのうち、町内2か所の認定こども園に就園している人数は、0歳児が9人、1歳児が19人、2歳児が17人、の計45人で、2歳児までの約63%は就園している状況です。それ以外の26人、約37%は在宅等での保育となっております。

続きまして、3点目のこども誰でも通園制度をどのように運営していくかでございますが、こども誰でも通園制度とは、2023年6月に政府が閣議決定した、全ての子育て家庭を対象とした保育の充実に向けた制度の一つです。

従来、保育園の利用は、保護者が共に働いている世帯等といった条件がありますが、こども誰でも通園制度を利用すれば、誰でも保育園や認定こども園に預けられるようになります。

こども誰でも通園制度の概要について申し上げます。

預ける子供の対象年齢は、6か月児～2歳児までとなります。対象となる施設は、保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所などとなります。利用時間は、月一定時間。例えば、10時間までなどの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな制度となります。メリットとしましては、子供を預けることでリフレッシュできる、子育てについて相談する機会を持てる、同世代の子供と関わる機会を設けることができる等が挙げられます。しかし、一方で、保育現場では保育士への負担が懸念されております。新たに受け入れる子供の数が増え、慣れない環境に戸惑う子供も多いと思われます。そのため、保育施設では、人員の配置を検討し、子供を安全に受け入れる対策を講じていく必要があります。県内における令和6年度実施自治体は、水戸市、笠間市、筑西市となっております。なお、本事業の実施主体は市町村で、適切に事業を実施できると認めた者に委託を行うこととなります。委託料についての算定は、子供1人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担金は1時間当たり300円程度を標準とすると国より示されております。しかし、先行実施している市町村の状況から、保育人材の確保等の課題

があると承知しており、加えて、国から具体的な実施方針が示されていない現状にあります。

いずれにしましても、町としましては、国の動向を注視しながら、町内の2か所の認定こども園と協議を行い、令和8年度の実施に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（樋下周一郎君） 猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございます。

本町の0～2歳児の未就園児の割合が4割弱と、国の6割からすると少ないことが分かりました。ありがとうございます。

先日、保育士の方に話を伺ったところ、一時的に子供を預かった場合、通常の保育と比べ、数倍の労力が必要となり、保育士の人数が足りないと、不適切保育の可能性も出てくるのではないかとのことでした。答弁にも、先行実施している市町村において、保育人材の確保に問題があるとありました。本町においては、実施前に認定こども園としっかり協議をしていただき、子供の成長、親の負担軽減につながるよう検討をよろしくお願いいたします。

2項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 2項目め、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についての1点目「本町においても带状疱疹ワクチン接種費用の十分な助成を早期に開始すべきと考えます。」について御答弁申し上げます。

本件につきましては、昨年、令和5年第3回定例会一般質問にて議員より御質問をいただいているところでございます。その時の答弁としましては、「予防接種法に基づく定期接種化に向け、県とともに国へ働きかけてまいります。」と答弁させていただきました。その後の国の状況、他市町村の動向を踏まえ、対応について御答弁申し上げます。

带状疱疹は、水痘と同じウイルスによって起こる病気で、多くの場合、子供の頃に水ぼうそうに感染し、治った後も体内にウイルスが潜伏することが原因で、加齢、疲労、ストレスなどによって免疫力が低下すると発症リスクが高まります。発症しますと、長期にわたり痛みや後遺症が残ることがあるなどの報告がされております。

带状疱疹ワクチンは、平成28年3月から、50歳以上の方が任意の予防接種として受けることが可能となりました。その後、国の厚生科学審議会において定期接種に向け検討が行われ、先頃、接種費用を公費で補助する定期接種に含めることが決定し、

今後は接種の対象年齢などについて議論を行い、正式に決定するとの報道があります。

続きまして、県内におけるワクチン接種費用の助成状況でございますが、令和6年5月現在の状況となりますが、15市町村で助成を行っております。助成の内容としましては、対象年齢を50歳以上としている自治体が多く、65歳以上としている自治体もあります。助成額についてですが、生ワクチンの場合は3,000円～4,000円、不活化ワクチンの場合は6,000円～1万1,000円と、各自治体によって幅がございます。なお、どちらのワクチンを接種するかは、かかりつけや接種医療機関に御相談いただき、対応している状況とのことです。

五霞町における助成に対する対応ですが、带状疱疹ワクチン接種は、接種費用を公費で補助する定期接種化とする方針が示されておりますので、これから示されます対象者、接種費用の公費負担額など、国の方針に基づいた対応を行ってまいります。

带状疱疹ワクチン接種は、町民の健康を守る上で対応していかなければならない事案ではありますので、今後、国が示します対象年齢や接種助成額を踏まえ、町独自で対象年齢の拡大や助成金額の補助の必要性について、近隣市町の動向を踏まえ調査検討を行ってまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございます。

町民の方は、罹患者の話やテレビCM等を見聞きして、带状疱疹ワクチンの接種の必要性を感じています。しかし、接種費用が高いため、接種を断念しているのが現状です。多くの方から、町で早く助成を開始してほしいとの要望を受けています。

国や近隣市町の動向を踏まえ、調査検討することは必要ですが、古河市で開始しており、境町も開始します。本町においても、早期の助成開始をお願いいたします。

以上、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君） 以上で、1番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、1時、45分いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（樋下周一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 伊 藤 正 子 君

○議長（樋下周一郎君） 4 番目の質問者である伊藤議員は発言席へ移動願います。

〔7 番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） ただいまより、7 番 伊藤正子君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

7 番、伊藤正子君。

〔7 番 伊藤正子君 登壇〕

○7 番（伊藤正子君） こんにちは。7 番議員の伊藤正子です。

師走に入り、何かとお忙しいところ、議会傍聴ありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

今年 2024 年、アメリカでは、トランプ氏が大統領に返り咲き、日本では少数与党で第 2 次石破内閣が発足、世界各地で戦争が起き、混沌とする中、日本は、世界はどこに向かうのかと危惧します。

私たちの暮らしはどうなるなど、私は 2 項目 9 点について質問いたします。

1 項目め、移動スーパー販売車の利用状況について。

移動スーパー販売車は、町と株式会社カスミが包括連携を結び、令和 4 年 4 月 11 日より、食料品を乗せ町内を巡回し、月曜日から金曜日まで 42 の地点で販売しています。気象条件の悪い時でも指定時間に販売していただいております、地域の皆様、日々買物に困る高齢者には大変重宝されています。

1 点目、運行スケジュール、販売地域に問題はないか。

2 点目、町に売上げの報告はありますか。

3 点目、月の利用人数と利用する年齢層。

4 点目、商品の数、苦情等の有無。

5 点目、他の自治体の移動スーパーの導入状況は。町の商業施設誘致の計画は。

1 項目 6 点。

2 項目め、人口増対策について。

町の人口は、平成 7 年 1 万 460 人をピークに減少に転じ、令和 6 年 8,063 人となり、人口ピラミッド表によると、34 歳以下が少なく、町の存続に影響するのではと危惧しています。人口増政策について質問いたします。

1 点目、定住促進。住宅を増やし、町には多くの人が働きに来ています。県道 267 号幸手・五霞間が開通し、交通の利便性がよくなり、また、我が町は上下水道完備のメリットを生かし、住宅の普及を推進してほしい。令和 8 年 3 月完成予定の川妻、原宿台地区に優良賃貸住宅の概要を教えてください。また、管理運営は、全てユーミコーポレーションに委託するが、町としても PR をしてほしい。

1 点目の中で、子育て世代入居者には、町としてどのような補助支援をするのか。定住促進の中で、空き家所有者に空き家バンクに登録を推進し、利活用と戸建てを希望する世代に住居してほしい。リフォーム対応に補助も考えては。

2 点目、子育て世代の支援の現状。保育料無償化実施の現状。無償化対象になる保育園児は。無償化による町の予算額は。保育園児の増減は。

3 点目、少子化問題。町の出生数。人口減少で担い手が減れば、社会の活力が失われ、地域が衰退してしまう。少子化対策の強化が重要である。結婚して、次世代を出生していただかなくては解消しない。未婚者のアンケートでは、70%近くが結婚をしたい。70%が出会いがないという声を聞きます。未婚者の解消への支援は行政としても必要ではないか。いばらき出会いサポートセンターと連携して結婚へのサポート。町はどのように考えているでしょうか。

2 項目 9 点について私は質問いたします。

再質問は、自席にてお願いいたします。

以上です。

〔7 番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君） 1 項目め 1 点目～4 点目までの質問に対し、一括して健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 1 項目め、移動スーパー販売車の利用状況についての 1 点目「運行スケジュールと販売地域について」、2 点目「売上について」、3 点目「月の利用人数、年齢層について」、4 点目「商品等、苦情等の有無について」を一括して御答弁申し上げます。

移動スーパーの取組でございますが、町では、株式会社カスミと包括連携協定を締結し、日常の買物をより便利にするため、令和 4 年 4 月 11 日から運行が開始されました。買物を通じ、近所の方々とのコミュニティの場として、また、高齢者等の見守り、買物の楽しみや外出を促すことによる介護予防の目的もあり、全 15 行政区、48 か所で始まりました。

1 点目の運行スケジュールにつきましては、運行をしております株式会社カスミからの申出により、これまでに、令和 5 年 5 月、本年 6 月の年 1 回程度、2 度のルートの一部変更が行われております。これらルート変更に当たり販売場所が変更となった箇所は、いずれも来客数及び売上が少ないといったことが主な理由となっております。

現在、運行しているルート及び販売箇所につきましては、本年の 6 月のルートの一部変更で、42 か所の販売か所、13 行政区に変更となり、そのうち、7 か所においては週 2 回の販売となっております。

なお、販売場所の確保について、敷地については、駐車場枠の2台分の広さがあること、道路ではないところ、10センチ以上の縁石・段差がないなど、そのほかにも様々な要件があることから、販売場所の確保に苦慮しているところでございます。

2点目の売上についてでございますが、毎月、株式会社カスミから1か月間の売上、客単価などの報告をいただいております。本年度におけるルートの一部変更後の売上でございますが、報告によりますと、6月～10月までの直近5か月間の月平均は約124万円で、1日平均約5万7,000円となっており、1年前の約122万円と比較しますと、微増となっております。

3点目の月の利用人数、年齢層でございますが、利用人数につきましては、先ほどと同様、直近5か月間の平均では、月平均770人1日平均35人となっており、1年前の801人と比較しますと、やや減少となっております。

なお、購入者の年齢層については、具体的なデータはございませんが、販売の時間帯が平日の昼間であるということや、販売員からの聞き取りから、高齢者の方が多く利用されているとのことでございます。また、祝日や学校の長期休業期間においては、子供を連れた子育て世帯の来客も身請けられているとお聞きしております。

続きまして、4点目の商品等、苦情等の有無についてでございます。

健康福祉課に直接苦情があったものについては、販売場所において音楽を流して、近隣の方にスーパーが来ていることを知らせておりますが、その音楽が迷惑だといった苦情が過去に1件ありました。こちらの苦情があった場所においては、音量を調節して対応しております。また、株式会社カスミにも状況をお聞きしましたが、ほかに苦情は入っていないとのことでございます。いずれにしましても、苦情や要望等がございましたら、改善すべきところは改善し、より多くの方が利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

1点目から4点目までは以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） ありがとうございます。

もう本当に（マイクなし）今日、こういうのを持ってきて来ていますからね。

この後ろのこれは特にね、販売地域とかね、そうやってきて、段差とか、駐車場がなくちゃいけないというのは、利用している我々にしてみたら、そういう知識はなかったもので、そういうものをクリアして運行していただいているんだと思うので、特に今年は暑かったので、6、7、8、9と本当に販売員さんにねぎらう言葉しかありませんでしたけどね。

これが地域の中で、本当に高齢になったら、家から出て物を買に行くとということが非常に困難だということで、これはすごくこれからも持続してほしいと思います。

そして、結構、町としては、カスミさんも商売ですからね、私もいつもうちの裏に来るので聞くと、どうですかって言うと、売上はそんなに変わらないけど、人数が減ったっていうのはあったけど、物が高くなったんですよ。一つで50円くらい上がっているんで、そういうので、高齢者も手控えしても困るなというのは思いますけど、家の前に来てくれたりしたらね、そして今7か所って行って、確かに、週2回ね。高齢者施設がすごく喜ばれているという姿を見てみると、やっぱりその人たちは、表に出ることが困難な中で、売りに行っていただいているというのは、ありがたいと思っています。

あと、売上とか商品は、販売地域を毎年……。確かに、誰も行って買っただかかないと、商売ですから申し訳ないと思って、販売地域を変えていくというのは、これはもうもっともな話だと思います。

私もよく利用させてもらうのですが、商品の価格は、境町とかの店舗と金額は変わりません。

そして、えらいなあと思うのは、ちゃんと高齢者にもポイントを差し上げて、それでうまく調整しているんで、こういうところも、移動販売の良さ、良さっていうか、いつも関心しています。あと、時間もきちっと、意外ときちっと来ていただいているので、多分高齢者でひとり暮らしの人は重宝していると思います。

これを、カスミさんが撤退するっていう声を聞かないように、みんなにPRもしていきたいと思います。してほしいと思います。

1点目の4項目はこれで。

5点目のほうをお願いします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、5点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 1項目めの5点目、近隣市町村の移動スーパーの導入状況について御答弁申し上げます。

茨城県内、県西地区の状況ですが、移動スーパーを実施している市町は、結城市、下妻市、常総市、筑西市、桜川市、八千代町、五霞町を含め7市町となっております。一方で、導入未実施の市町については、古河市、坂東市、境町の3市町となっております。また、近隣、埼玉県でございますが、幸手市、久喜市、杉戸町、宮代町についても既に実施しているとのことでございます。

5点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） ありがとうございます。

それだけ社会的に要求されていると思います。

農林水産政策研究所は、スーパーなど食品を扱う店まで500メートル以上離れた自宅に住み、自動車を利用できない65歳以上の高齢者を「食料品アクセス困難人口」として集計して、2020年時点で全国に900万人いると言われています。高齢者の増加、小規模店の閉鎖など、移動販売で日々を支えているという現状が、この首都圏にそれだけあるということは、一応問題を投げかけられているんじゃないかと思います。

特に、うちの町も商工会に加盟しているスーパーも、担い手がないし、後継ぎがないし、売上がないといって閉鎖していくところが多いので、こういう実態もあるということで、みんなうちの町の65歳以上の人は、食料品アクセス困難人口に全部の住民が入っているんじゃないかと思いますよ。これでは、やっぱり我々ももっと声を大にして、何とか……。これからも、今、優良賃貸住宅を建てても、町にスーパーとかがなかったら、まずは、ここに定住してもらえないんじゃないかと危惧をしていますよ。

だから、これから6点目に町長のお声を聞きたいと思います。

6点目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、1項目め6点目の質問に対し町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 1項目め6点目、商業施設誘致の計画についてお答えを申し上げます。

商業施設の誘致につきましては、私が町長就任以来、多くの町民の皆様から日常の買物ができるスーパーや大規模な商業施設の誘致など、町内において買物ができる場所を望む声をいただいております。

また、現在、策定を進めている五霞町総合計画の住民アンケートにおきましても、多くの方が、買物しやすい環境を希望し、今後、町に力を入れてほしいことに、商業拠点の整備や大規模商業施設の誘致など、商業の振興を挙げておられる方が多く、改めて町内に商業施設が必要であるとの思いを強くしております。

これまで、商業施設の誘致に向け、第2期の五霞インターチェンジ周辺整備事業での立地を条件に、事業展開の可能性等について商業事業者約100社を対象にアンケート調査を実施し、併せて、当該検討区域へ興味を示した複数の商業事業者へヒアリング調査を行ってきております。

また、今年度に入ってから、少しでも立地意向が見られるスーパーやホームセンターなどの商業事業者に対しまして積極的に面談をするなど、誘致活動を行ってきました。

一方で、これらの交渉の中で、五霞町は、いわゆる足元人口が少ないことや、近隣地域への同業他社の立地状況、幹線道路 新4号国道沿いにおいては、利用者の立ち寄りづらいことなどがあると、多くの課題が商業事業者から指摘されております。

今般、こうした誘致活動が続ける中で、生活道路である県道西関宿栗橋線に隣接する新たに庁舎建設予定地の周辺エリアにおいて商業施設の立地を検討したいとの意向を示す事業者がおります。

町といたしましては、このエリアは中央公民館との合築による複合庁舎の整備と商業施設の誘致による相乗強化により、まちのにぎわいの創出が図られる適地と考えております。

今後につきましては、引き続き商業施設の誘致実現に向け、粘り強く誘致活動を進めてまいります。

以上です。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） ありがとうございます。

町長の力強い発言、ありがとうございます。

食料品アクセス困難人口という問題は、うちの町は本当に何十年ここで我慢してきた、ウエルシアしか今のところないんですけど、こういう問題というのは、もうこれを解決するための対策としては、国や地方自治体による商業施設の維持、もう現在ある商工会に加入しているところも、次の世代がいなかったらいうんじゃないくて、問題を聞いてあげて、やっぱりこれだけ高齢化率で、そんなに遠くに行かれない場合は、そういうところの経営とか、そういうのも踏み込んで解決していかなくちゃいけないと。そしてまた、新たな商業地の誘致が大切と言われています。だから、これではやっぱり国や県に強い要望をしていかなくてはいけないんじゃないかと、すごく思います。本当に人口が少なくなっていく中で、若い世代に住んでいただくには、町は住宅もあるし、住宅というか、働くところはあるんですよね。これから、いい賃貸住宅を造ろうという中で、商業地がないというのが一番のマイナスだと思うので、町長、よろしくお願いいたします。

1項目めは、これで。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、都市建設課長及び生活安全課長からそれぞれ所管する事項について答弁を求めます。

まず初めに、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君） それでは、2項目め、人口増対策について。1点目、定住促進——住宅を増やす。優良賃貸住宅の完成及び子育て世代の定住入居の支援と補助について合わせて御答弁申し上げます。

まず1つ目、地域優良賃貸住宅につきましては、令和6年9月定例会で事業契約の承認をいただき、株式会社きらり五霞タウンと本契約を締結したところでございます。

現在までの進捗につきましては、令和6年10月12日に原宿台行政区及び川妻行政区において地元説明会を開催するとともに、現在、事業者と綿密な調整をしながら現地測量等を行い、確認申請に向けた準備を行っているところでございます。また、建物につきましては、今月から既存の原宿台コミュニティセンターの解体作業等を実施し、建築確認申請が許可予定となる令和7年5月頃からの入居者募集の開始と同時に、新たな住宅の建築作業に入る予定となっております。

新たな住宅の完成につきましては、令和8年2月末を予定し、同年3月から入居開始予定となっております。なお、管理、運営につきましては、事業者が30年間行っていく予定となっているところでございます。

次に、子育て世帯の定住、入居の支援と補助につきましては、入居募集に当たりまして、家賃などの入居の基本的な条件などに加えて、町が取り組んでいる子育て世帯に対する支援を広くPRしながら町のホームページで募集を行っていく予定としております。特に、家賃設定に当たりましては、子育て世帯が入居しやすいよう、家賃補助ができるよう、事業者と調整を進めているところでございます。

また、首都圏からの転入者を確保するために、町外の3LDKマンションタイプの家賃と比較して低価格で入居することができ、さらには駐車場2台分のスペースがあること。これに加えて、自然豊かな立地条件にあることなど、ほかにはない魅力を情報発信しながら入居者の募集を行っていきます。さらに、町がこれまで取り組んできていた子育て支援策である保育料の無償化や、本定例会に上程中の高校生までの医療費の原則無償化や放課後児童クラブの充実など、安心して子供を産み育てることができる環境づくりや、小中一貫教育による質の高い教育の提供など、子供たちが健やかに成長できるまちづくりの取組を積極的にPRしていきます。

町としましては、これらの支援策を広く情報発信しながら、子育て世代を呼び込み、第2期、第3期と定住促進のための住宅整備が加速されるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔7番 伊藤正子君 挙手〕

○議長（樋下周一郎君） 伊藤議員、ちょっと待ってください。

続いて、生活安全課長から答弁を求めますので、ちょっとお待ちください。

続いて、2項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君） 2項目め1点目「定住促進——住宅を増やす」中、空き地、空き家の利活用促進について御答弁申し上げます。

町では、現在使用されていない空き地や空き家を有効活用し、定住促進につなげていくための施策を実施しております。特に、令和4年度末に運用を開始した区域指定制度に併せて土地利用推進バンク制度を創設したことに伴い、新たな土地の利活用について多くの方からお問合せをいただいております、定住化への起爆剤としての役割が期待されるところです。

また、空き家バンク制度についても同様に、区域指定制度の導入により将来的な建て替えが可能となるなど、空き家を購入したいというニーズが高まることも期待できることから、町としては引き続き、これらの制度を活用し、町の定住化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） 今、都市建設課長の答弁ありがとうございます。

私は、これに非常に期待をしています。

どうしてかという、地元に住んでいて、この管理運営はユーミーコーポレーションという会社がやるんですよね。この中に、私も説明会に行きましたけど、今までの町のそういう定住にないいろいろなことをやっていく、行政区の加入とかね。そういうのも、いいヒントになると思って期待をしています。

そして、多分、分からない人は、五霞町は商業地もないから誰も来ないよなんて言う人もいますけど、やっぱりユーミーコーポレーションというところは商売人ですから、全国にネットワークを張って、「え、そんな人が。」「北海道から来たの。」なんていうことも生まれると思います。やっぱり、こういう業者にいろいろな……、定住して人口を増やすということをしてくれるところに期待をしてね。

そして、私が期待しているのは、平成の間、子供をつくってこなかったんです。だから、34歳以下がないんです。でも、その中で町から出て行って、幸手やどこかの埼玉や、こっちにいる人たちが子育てを手伝ってもらって親たちがいるので、そこへ帰って来てもらいたい願いがあって、そういう人にもまた、町に戻ってきてくれるPRもいっぱいしてほしいと思います。本当に、20代の後半ぐらいっているんです。平成生まれは、今は36ですからね。そういう人たちが、子育てのために、この前も「町って保育料ただなの。」、近隣自治体にただのところはないですよ。だから、「じゃあ、お母さんに聞いてみよう。」「いや、私が教えます。」と言ったら、「来年の4月になったら考える。」と、そういう人もいますから、耳をそばだてて、町の良さをみんなにPRしてほしいと思います。

この課長のね、よろしくお願いします。

それから、空き家のほうは、空き家も今、ちょうど原宿台ができて 30 年で、本当に価値はないんです、建物はね。建物は無いのですが、まだリフォームしたら十分住めます。今、社会は、材料が高くて 1 坪 100 万円という、新築で建てると 100 万円という、桁が 100 万円にいく中で、価値がなくなっても十分住める、新しい材料を作って全ただけリフォームしたら、町に、1 戸建てがいいという人が住んで来ます。事実います。東京の世田谷から帰って来た人がいます。住んでいる人がいるので、やっぱりこんないいところないって言う。そういう制度を何でも教えていったほうがいいと思います。

もう本当にみんなで、議会も町の人もみんなで五霞町の良さを P R して住んでもらいたいという願いが届くように、新しい賃貸住宅ができるのを期待してね。私は本当に期待しています。

今日は、コミセンが解体するといって、毎日ボーリングしていますので、もう本当にいいね、あと、いろんな 3 つ揃えればいいんですよ。住宅と学校と商業地。これを揃えて、減っちゃうのを指くわえて見ていないで、増やしていきましょうよ。お願いします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて 2 項目め 2 点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） 2 項目めの 2 点目、子育て世帯の支援の現状、保育料無償化の現況と予算について御答弁申し上げます。

保育料無償化については、国の制度により、令和元年 10 月より幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する 3 歳～5 歳児クラスの子供たち、そして、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償化されました。

町では、更なる子育て世帯に対する支援としまして、令和 5 年度より所得制限などを設けず、0 歳～2 歳児クラスの保育料無償化を町の単独事業として取り組んでおります。令和 5 年度における実績でございますが、対象児童は 32 名で、要した費用は、実績で 611 万 8,950 円となっております。増減については、令和 5 年度からの取組であることや、出生数との関係がございますので、現時点では判断が難しいところではございます。令和 6 年度予算額としましては、820 万円を見込んでおります。

保護者からの声としましては、具体的な調査は行っておりませんが、こども計画策定の際に実施しましたアンケート調査、自由意見の欄で「保育料無償化はとてもありがたい。」「もっと P R して子育て世帯の転入を増やしてほしい。」などの意見がありました。

また、児童館の幼児教室に訪れる保護者の動向としましては、お子さんが 1 歳を過ぎますと、保育園に預け、働きに出る方がいるとお聞きしております。

保育料の無償化は、子育て世帯への経済的支援と保護者の仕事両立の点からも有益な事業の一つとして継続し対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） ありがとうございます。

私も近所に3人、無償化で喜んでいますが、それを貯めておいて、3年、3歳ぐらいになったら、いろいろなお稽古ごとに使いたいと。そういう声もあって、やっぱりそういう支援をしているというのは、素晴らしいことだと思っている。

それと、保育園とかに行ったら、今は子供が少ない時代に非常に社会性ができて、1年間見ていたら社会性ができて素晴らしいと思うので、そういう世代がどんどん増えること。

もう、まず無償化というこのね、今の予算でかなりの予算を取ってしているので、これは本当にPRして若い世代がね。

私は、子育て世代で、もし、1つの要望として祖父母等への保育援助ね。共同保育ね。こういうのも導入していったらいいんじゃないかと。うちの町は、大字なんかは3世代で暮らしている方も非常に多いので、そういう中で共同保育の導入も。やっぱり子育てって肉体的に、精神的に大変なので、親たちがちょっと手を出してくれたら、すーっといくところが多いので、今、核家族になった中で、子育てが大変だ大変だっていって、そういう中で、町の独自の方法として共同保育の導入なんかも考えていったらいいんじゃないかなという、1つの提案です。

2点目は以上です。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、3点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君） 2項目め3点目、少子化の問題。未婚者の解消への支援について御答弁を申し上げます。

まず、出生数から申し上げます。五霞町の住民基本台帳に登録された出生数は、令和5年1月～12月までが23名、令和6年は、10月末現在で16名となっております。平成26年は41名でしたので、10年前と比較しますと、大幅に減少していることが分かります。

こうした状況の中で、伊藤議員が御質問されている未婚者の解消への支援では、茨城県が主体となって活動している「いばらき出会いサポートセンター」やいばらきマリッジサポーター等々と連携して結婚支援事業を行うことにより未婚者の解消へとつながっていくものと考えます。今年度については、いばらき出会いサポートセンターに配置されている結婚支援コンシェルジュと当町の状況及びコンシェルジュ事業で行

っている婚活イベントなどの情報共有を行いました。今後も、結婚支援事業の充実に向け、結婚支援コンシェルジュと密な連携を図ってまいります。

また、引き続きAIマッチングを導入している「いばらき出会いサポートセンター」への入会促進を図るほか、現在、年2回ほど当町の会場で開催している相談会等の情報や他市町で行う相談会の情報を積極的にホームページや広報などで周知するとともに、3市3町の協定締結市町における結婚支援事業の情報を埼玉県域や茨城県域といった地域の枠にとらわれることなく、広い範囲を対象に共有するなど、結婚活動の選択肢を増やす支援を行ってまいります。

さらに、本定例会に上程されておりますが、組織の改編に伴い、令和7年度よりこども未来課が新設され、結婚支援業務の移管が見込まれるなど、結婚から出産、子育てまでを一貫して取り組むことによって少子化対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君） ありがとうございます。

本当に、正にそうですよね。まずは結婚していただくなくちゃ、次の世代は出生してこないということで。

いばらき出会いサポートセンターも、ただ結婚したいというのではなくて、平成の30年間に1つ区切りをして、のべつ幕無く50とか60とかそういうのではなくて、30代より下というふうに切って、私もサポーターの一員なので、こういう時代になって難しいとはいいながらも、何のために生きて、何のために働いてとなったら、やっぱり人を好きになるということも大事だし、そういうのを何で行政がそこまで後押しなくちゃいけないかと言ったら、やっぱり人口が減って町の活性化がなくなるっていう大前提があるので、みんなで頑張って若い世代を応援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で、よろしいですか。

○7番（伊藤正子君） はい。

○議長（樋下周一郎君） 以上で、7番 伊藤正子君の質問が終わりました。

以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君） 続きまして、日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び明日 12 月 11 日の 2 日間と決定しておりますが、本日、一般質問が全て終わりましたので、明日 11 日を休会とし、議案の調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、12 月 11 日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君） 次回の本会議は 12 月 12 日の最終日となります。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2 時 27 分

